

ハッピーメール

HAPEE MAIL

Hiroshima Industrial Promotion Organization, Global Business Support Center
-Hiroshima international Access and Promotion of Economic Exchange-

公益財団法人ひろしま産業振興機構
国際ビジネス支援センター

〒730-0052 広島市中区千田町 3-7-47
TEL: 082-248-1400 FAX: 082-242-8628
ホームページ: <https://www.hiwave.or.jp>
本誌掲載記事・写真の無断転載を禁止します。

ハッピーメールは、回覧して皆様でお読みください

CONTENTS

<p>【巻頭言】「ハッピーメールで海外の活力を広島に」… 1 (公財) ひろしま産業振興機構 副理事長 寄谷 純治</p> <p>【海外レポート】</p> <p>1 ビジネスチャンス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンガポール「カンボジア・シアヌークビル 港経済特区にJICAが投資」… 2 ・ホーチミン「建設ラッシュに沸くベトナム」… 3 ・ハノイ「ベトナムにおける分譲住宅開発の動き」… 3 ・ニューヨーク「瀬祭がNYに進出」… 5 ・台北「台湾人の嗜好品」… 5 	<ul style="list-style-type: none"> ・大連「ビッグデータ時代」… 6 ・ジャカルタ「決済サービスへ地平を広げていく バイクタクシー Go-Jek」… 7 ・重慶「人気のあった健康関連商品」… 8 <p>2 制度改正等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バンコク「個人所得控除・国のための買い物」… 8 ・チェンナイ「チェンナイの年末年始と GTS税制の最新動向」… 9 ・上海「所長業務を振り返って」… 10 <p>【中国ビジネスQ&A】… 11</p> <p>【お知らせ】… 12</p>
--	---

ハッピーメールで海外の活力を広島に

(公財) ひろしま産業振興機構

副理事長 寄谷 純治



新年あけましておめでとうございます。皆様におかれましては、良き新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

2018年は戦後第2位の長期となる景気拡大が続く中、緩やかながらも景気の浮遊感が感じられる中でのスタートとなりました。今後も2020年の東京オリンピック・パラリンピックや2027年のリニア新幹線の開業など、かつての高度成長期を彷彿とさせるビックプロジェクトも控えており、この傾向がしばらくは続きそうな状況です。

またここ数年のITやAI、IoT技術などの飛躍的な発展と、それらが織り成す新たな社会インフラの発達、産業構造の変革などによって、多方面での新たなビジネスチャンスも期待できるところですが、一方では、加速度的に進行している少子高齢化による市場の縮小などが経済に与える大きな影響が懸念されており、各企業におかれても先を見越した対応が待たなされています。

国内市場が縮小する中、目前には中国の巨大市場が広がり、また、アジア、南米、アフリカと、各地で人口増加や所得向上によって新たな市場や投資先が勃興しています。以前環境ビジネス案件で訪れたベトナムの街中に溢れるバイクと人の波、旺盛な購買意欲に満ちた市場などが想い起されますが、そのような人々の生活の様子やインフラの状況、肌身を感じる街の熱気などが新たなビジネスのヒントともなります。

当財団ではアジアを中心に海外拠点を持ち、皆様の海外ビジネスをサポートするとともに、毎月本誌ハッピーメールで現地の最新経済情報を発信しています。その地で仕事をし、生活している者でしか得られない情報を現地の空気感も含めお伝えしています。国内外問わずビジネスは情報が最重要パーツです。

新市場の獲得や投資の計画、現地法規の頻繁な改正への対策や予測困難な地政学リスクへの対応などに、ハッピーメールをご活用いただければ幸いです。

1 ビジネスチャンス

カンボジア「シアヌークビル港経済特区」に JICA が出資 シンガポール ビジネスサポーター 碓 知子

人口 1,600 万人と小国ながら、高い経済成長率を誇るカンボジア。世界銀行によると 1994 年から 2015 年の平均経済成長率 7.6%は世界第 6 位。引き続き高い成長率を保ち、2017 年は 6.8%、2018 年は 6.9%の成長が見込まれています。30 歳以下が 65%という若い人口構造からも今後の高い経済成長が見込まれます。2016 年は日本からの投資が過去最高を記録。縫製などの軽工業だけではなく、日本の病院もカンボジアに進出しました。※1

そんなカンボジアの経済成長を後押しし、進出する日系企業の支援にもなるプロジェクトとして開発されたのがシアヌークビル港経済特区です。

<シアヌークビル港経済特区>

首都プノンペンから南西に 230 キロメートルの港湾都市、シアヌークビルに日本の円借款で経済特区が完成したのは 2012 年。カンボジアでは唯一の臨海経済特区です。総面積は 70 ヘクタール、販売面積は 45 ヘクタール (48 区画) で、現在日系企業 3 社※2が入居しています。国道 4 号、3 号線でプノンペンまでつながっている他、タイ、ベトナムの国境までは陸路 4 時間。

経済特区を運営しているのはシアヌークビル港湾公社ですが、2016 年に公社が上場し、13.5%の株式を JICA が買収しました。現在、JICA はカンボジア経済財務省 (株式 75%を保有) に次ぐ大株主となっています。通常、JICA が単独で株式出資をすることはありませんので、特例の出資はシアヌークビル港経済特区を発展させようという日本政府の強い意志の表れでもあります。

シアヌークビルには、中国資本の経済特区もあり、そちらは開発面積が 11 平方キロメートル (1,100 ヘクタール)。すでに 100 社以上が入居しています。

カンボジアに投資をする企業は、カンボジア開発評議会 (CDC) の審査を経て、投資適格プロジェクト (QIP) として承認された場合は、生産設備、建設資材、輸出品生産のための原材料の輸入関税を免税、法人税の免税最大 9 年 (「始動期間

(Trigger period)」+ 3 年間+「優先期間 (Priority Period)」などのインセンティブが与えられます。

<カンボジアの課題>

カンボジアには課題もあります。1 つは最低賃金の上昇率が高いこと。2012 年が月額 61 ドルだった最低賃金は、2013 年には 80 ドル、2014 年には 100 ドル、2015 年には 128 ドル、2016 年は同 140 ドル、2017 年は 153 ドルと年々増加し、2018 年には 170 ドルになります。最低賃金は政府が縫製・製靴業の従業員を対象に定めているものですが、日系企業の場合は他の業種もこれに倣っていることが実情のようです。

カンボジアはよく、ベトナムとコストを比較されます。ベトナムの最低賃金は地域によって 4 段階に分かれていて、2018 年の最低賃金は一番高い都市でも 398 万ドン≒175 ドルであり (1 ドル 22,700 ドンで換算)、カンボジアとほとんど変わりません。報道によると人件費上昇が原因で撤退する企業も出てきているようで、人件費の安さだけを目当てに進出するのは避けたほうがよさそうです。

また、法制度が厳格に定められていないという点もあります。ただしこちらは、定めがない分、プロポーザル次第で認められるという柔軟性があるわけで、反対に「活用」することもできるかもしれません。

2018 年にはイオンモールの 2 号店もできる予定のプノンペンに比べて、重要港湾を持つ成長回廊地域の都市とはいえ、まだゆっくりゆっぴりのシアヌークビル。シアヌークビル港経済特区が発展の起爆剤になるか、注視したいと思います。

※1 北原総合病院の子会社 (株)KMSI と、日揮(株)、(株)産業革新機構が設立した Sunrise Healthcare Service Co.,LTD.が 2016 年末に開院。

※2 3 社は段ボール箱製造の王子製紙、化粧品用品製造のタイキ、紙加工品製造の IS-TEC (CAMBODIA) CO., LTD で SJ コーポレーションとブイテックの合弁会社。出所: JICA カンボジア事務所カンボジア投資環境 2017 年 5 月版

昨今、ベトナムでは多くの建設工事が行われており、まさに建設ラッシュの様相を呈しています。

人口の急激な増加や大都市への人口の一極集中、さらには新規企業の台頭などが目まぐるしいこともあり、官民を問わずに多くの企業・機関が都市開発に対して大きな期待を寄せているようです。

中でも大型商業施設、空港などの公共施設、住宅やオフィスなどの居住施設といったものの需要は殊に注目度が高く、2015年における業界全体の事業規模は100億USドルにも達したとされています。また、この傾向はますますの成長が期待されており、今後約10年で2.5倍にあたる約250億USドル規模にまで膨れ上がる事が予想されています。

<国家都市開発プログラム>

現在、ベトナム建設省は2020年までの都市計画に関する指標を「国家都市開発プログラム」（決定第445号/2009/QD-TTg及び決定第1659号/2012/QD-TTg）として公表しており、国内の都市開発はこれを基に着手されています。

同プログラムでは、2020年までに940ヶ所の都市区設立を謳っています。過去の例から見て、抜本的な転換を図った「ドイモイ政策」時の1999年で629カ所、国外からの投資が本格的にスタートし始めた2012年には775カ所と推移していることを鑑みると、同プログラムの目標もそこまで現実離れしたものでは無いように感じられます。

<進む衛星都市開発>

近年の都市開発で最も注目されているのがハノイ・ホーチミンといったメガシティに隣接する衛星都市の開発です。特に南部においては、ホーチミン市人民委員会が「2030年までの南部の社会経済発展計画および2030年までのビジョン」と称した目標を打ち出しており、同市近郊の15都市の開発を急いでいます。

その中には、ベカメックス東急（国営ベカメックスIDCと東急電鉄の合弁）が開発を進めるピンズオン省も含まれています。同省は多数の工業団地を有する工業地域として広く知られていますが、その一方で都市として機能しうるだけの施設を十分に有しておらず、大都市に隣接しているにも関わらずベッドタウンとしての役割を十分に果たせていませんでした。

しかし、現在ではショッピングモールや映画館、タワーマンションなどが建設されており、徐々にではありますが居住地としての需要も高まりつつあります。実際に、工業団地に近いとの理由や都市として整っていることを理由に、この地域に居住している日本人もいます。

このように建設ラッシュに沸くベトナム市場の開拓に向けて、すでに日本の建設会社が進出していますが、これからも進出が続くと見込まれています。

東京五輪後、一部では日本の建設業界は不況に陥ると言われていますので、建設業界が好調なベトナムに一度、お越しになって実際にご自身の目で見てみてはいかがでしょうか。

ベトナムにおける分譲住宅開発の動き

ハノイ ビジネスサポーター 中川 良一

ベトナム特にハノイ、ホーチミン市などの都市部では分譲マンションの建設販売がブームとなっています。低所得者向けの分譲マンションも最近注目されつつありますが、以前から高級マンションの開発が大変目立ちます。

<固定資産税のないベトナム>

ベトナムでも高所得者が住宅を複数所有することは珍しくありません。ベトナムでは固定資産税がありませんので不動産を沢山所有しても税金がかかりません。政府内では一部の官僚から固定資

産税を創出すべきという声があるものの、その法律がいつ制定されるか全く不透明で、今後も当分課税対象外と思われます。高所得者のなかで資産運用の一つの方法として不動産を購入するケースも少なくはなく、高級住宅・マンション等を購入し、次のような運用方法で利益を獲得しています。

- ① 外国人などへの貸出で賃貸料を得る
- ② ダナンなど沿岸地帯で建てたコンドホテルを購入し開発会社に運用委託する
- ③ 物件の転売により売却益を得る

＜コンドホテルとは＞

上記②のコンドホテルとは、コンドミニアム（分譲マンション）とホテルから合成する言葉です。海岸沿いのリゾート地に建設したリゾートホテルの一部の部屋が分譲マンションとして販売されています。購入者は住宅として住んでもよいし、開発業者に委託してホテルとして運営してもらうことも可能です。開発業者に運営委託した場合、毎月一定の収入が保証される仕組みとなっています。コンドホテルの分譲の一例として「Furama Ariyana Da Nang」の物件をご紹介します。

物件の所在地：ベトナム中部ダナン市
 建設敷地：3.6ha 建物：3棟 各棟 25階
 室数：計 1,000室
 部屋タイプ・分譲価格：
 1LDK 25億ベトナムドン(約 1,000万円)
 2LDK 48億ベトナムドン(約 2,000万円)

同物件（分譲マンション）を購入した場合、開発業者より毎年、購入価格の10%に相当する配当を10年間保証されます。ベトナムドン建てで銀行に定期預金した場合、年利息は7～9%です。

＜外国人もベトナムで不動産購入可能な場合も＞

ベトナムの2014年住宅法の公布により、一定の条件を満たせば、外国人もベトナムでマンションを購入することが認められるようになりました。ホーチミン市不動産協会によれば、2015年7月から2016年3月までホーチミン市で外国人が不動産を取得した数は約700人です。

ホーチミンでSunwahグループ（香港の不動産開発グループ）が建設したSunwah Pearlという高級分譲マンション（3棟計1,342戸、販売価格は25万～29万円/㎡）を購入した外国人では、中国人が最も多いです。ホーチミンではSunwah Pearlの物件のほかにVinhomes Golden River及びMadison（いずれも販売価格は55万～65万円/㎡）という高級分譲マンションの物件も外国人からの人気が集まっています。

投資内容	資本	所在地
分譲マンション「ミッドタウンプロジェクト」	大和ハウス、野村不動産、住友林業	ホーチミン
分譲尾住宅「ミズキパーク（MIZUKI PARK）」	阪急不動産、西日本鉄道、ベトナムの大手住宅デベロッパー・ナムロン インベストメントコーポレーション	
高級マンション「ワタリナ・スイーツ（WATERINA SUITES）」	前田建設工業 ベトナムのティエン・ドゥック社	
分譲マンション「HIYORI Garden Tower」	サンフロンティア不動産	ダナン
複合施設「ピナタワーズプロジェクト（仮称）」	大和ハウス工業、大成建設	ハノイ
法人向けサービスアパートメント	長谷工コーポレーション	
アパート含む複合施設	オリックス	
外国人向け賃貸サービスマンション	増岡組（呉市・広島市に本店）	ハイズン省
外国人向け賃貸サービスマンション	富士グループ	ハナム省

これらの3物件で分譲マンションを購入した外国人の約60%が中国、香港、台湾の人です。

＜日本からの不動産事業への投資が増加＞

近年では、日本からのベトナム不動産事業への投資も増加しています。※下部表参照

なお、表の最後の2つのサービスマンション事業については、日系企業が比較的多く集積するハノイ近郊への投資、独資での開発が特徴です。

＜中部、北部エリアへの投資に期待＞

現在まで多くの日系不動産開発案件は、南部ホーチミン周辺に集中していましたが、今後は中部ダナン市、そしてハノイ周辺等の北部エリアにも広がるが見込まれています。特に注目されているのが、北部クアンニン省で計画される、ベトナム初の特別行政経済特区であるバンドン（Van Dong）地区です。

既に周囲に高速道や国際空港などが整備され、それぞれ2018年には稼働する予定です。また不動産プロジェクトにおいて、ベトナム一般地区では、現在外国人には最大50年間の土地やアパート等の所有権が認められていますが、バンドン特別行政経済特区では戸建住宅が期間無制限、アパートは99年間の使用権が外国人に認められる予定です。今後、同地区の不動産開発案件にも日系デベロッパーや日本の投資家が参加されることが期待されています。



＜「獺祭」がニューヨークで酒造り＞

「獺祭」がNYで酒造り、というなんとも大きなニュースが飛び込んできました。日本経済新聞が12月12日付で報じたもので、こちらでは同紙の英語版やジャパントイムズの記事などが引用され、ソーシャルメディアを賑わせました。

報道によれば、獺祭で知られる山口県の旭酒造が2019年から純米大吟醸酒などをニューヨーク州において生産するというものです。同記事では、カリナリー・インスティテュート・オブ・アメリカ（The Culinary Institute Of America、CIA）の近くに酒蔵を設け、同CIAとも連携して酒造りを行うとしています。

CIAは学士まで取得できる言わば料理の大学で、マンハッタンから車で2時間ほど北にあるハイパーク、ハドソン川沿いに位置しており、広大な敷地では多くの学生がプロのシェフを目指して学んでいます。記事では日本酒関連のカリキュラムや研究も同社が協力して行うとされています。

さて、どのような日本酒ができるのでしょうか？麴米こそ日本の山田錦を使うとされていますが、酒米としては現地米国産の食用米を使うとあります。つまり、日本産「獺祭」に比べて、手頃な価格の純米大吟醸がこの地から供給されることになるわけです。

NYで活躍する日本酒のエキスパートで、「Sake Samurai」の称号を持つ、Sake Discoveriesのチズコ・新川・ヘルトン氏も「日本酒が本当の意味で世界のアルコールに並びきかけになる大事件。獺祭の力があれば、確実に美味しいお酒の安定供給が可能だと思います。」と歓迎されていました。

＜ブルックリンにも新しい蔵が誕生＞

2018年早々には、ブルックリンにも新しい酒蔵が誕生する見込みです。当地の日本語フリーペーパー、週刊ニューヨーク生活が報じたところによれば、ブルックリン区のサンセットパークにて日本酒を製造する「ブルックリン蔵」が一般向けにオープンされる予定です。記事によれば、日本酒を作り始めたのは、米国人のプライアン・ポレンさんとブランドン・ダーガンさんの2人。アメリカ人によるアメリカ資本の酒蔵もここニューヨークに誕生します。

＜日本酒は米国向け輸出が最大に＞

国税庁によれば、2016年の日本酒の全世界への輸出金額は約160億円、対前年比111.2%と堅調な伸びを見せています。国・地域別で輸出額を見ると、米国が第1位となっており約52億円、第2位は香港で約26億円と、米国向けが圧倒的で、輸出額の1/3の日本酒がアメリカに向かっていることとなります。

日本酒は米国でもまさに年々、市場を広げてきており、今後も拡大が予想されます。ニューヨークではすでに数百銘柄の日本酒を味わうことができ、競争も激しくなっていますが、現地生産のニュース、特に旭酒造という日本でも有名な蔵の大規模な投資のニュースに、今後の米国の、そしてニューヨークの日本酒の地図が変わってくるかもしれない、そんな節目となるような年末でした。広島銘柄もここニューヨークでは大健闘されています。広島蔵元さまがたの一層のご健闘をお祈りいたします。

＜台湾人へのお土産＞

台湾に来られる日本人旅行者の方々から聞かれる質問に「台湾人にはどんなおみやげが喜ばれますか？」と言うものがあります。普通日本人同士でプレゼントする場合、友人にお菓子やお酒をプレゼントすることがありますが、台湾では注意が必要です。

一つ目はお菓子についてです。甘いものが好きな台湾人ですが好む甘さ加減は控えめです。例えば台湾にも小豆を使ったお汁粉があり、食事の後は決まった様に出て来ます。が大変甘さ控えめで日本人の甘党には甘さが足りません。

二つ目はお酒のプレゼントです。日本では良く贈答にお酒類を差し上げますが、台湾では家庭で

お酒を飲むことが少ないので、お酒の贈答はありません。ですから、台湾人にお酒のプレゼントを差し上げて送られた方は、頂戴したお酒を長い間自宅に保管することになります。

先日、日本人も入れて台湾人と会食したのですが台湾人のひとりが「我が家にあるお酒を持ってきます」と言って日本のお酒を持参してくれました。日本人は皆喜んで頂戴しましたが、それを注いで皆黙ってしまいました。日本酒が黄色くなっているのです。ピンを見たら、5年たっていました。大切に保管していたそうです。期限をかなり越えているので飲まない方が良く、と率直に伝えました。

<台湾人の日本食嗜好>

台湾人の日本食の嗜好品の第1は、「甘いもの」。お酒よりも甘いものが好きです。

最近台湾人の日本への旅行者数は過去最高を更新していますが、彼らの日本での買い物のNO.1はチョコレートです。特に女性には人気です。この20年くらい前から流行り出したバレンタインデーの習慣から女性の間で人気が拡がりました。男性もつられて若い人たちの間でチョコレート人気が広がっています。最近は特に日本に行ってチョコレートを買うことが流行っているそうです。

台湾人が日本で好む食品の第2は、がらっと変わりますが「調味料」です。日本の醤油などが好まれています。台湾で日本料理を食べると、現地製と日本製もしくは日本の製法で作られたお醤油の違いが感じられるのです。最近台湾製でも良い醤油が出来たと聞いていいいますが、従来のものは安い(小瓶 15元程度)なのですが、食べられたものではありません。

実はかなり前に台湾のキッコーマンの工場を見学したことがあります。日本と同じ醤油が台湾でも作られています。醸造中の寝かせる時間が長いのです。日本製を知らない台湾人は台湾の醤油を食べていますが、日本の醤油を味わったら誰でも日本製に移るでしょう。

最近、日本ブランドの醤油(台湾製でのライセンス生産・小瓶 65元程度)がだんだん増えているのは日本への旅行者が増えたことと関係がありそうです。マヨネーズやドレッシングも日本製が増えています。

食品ではありませんが、多くの台湾人旅行者が日本に行って薬を買います。私も度々我が家の親しい隣人達から3ヶ月に一度くらいの割合で日本の薬の買い物を依頼されます。多いのはビタミン剤と風邪薬、胃腸薬です。これらを見ていますと彼らが日本の薬や食品を多く購入するのも日本への信頼が高い証拠だなと感じる次第です。

ビッグデータ時代

大連 ビジネスサポーター 劉 瑛

<変化の激しい中国>

「今のうち中国に戻らないと、中国の発展に追いつけなくなる」と欧米で就職している中国の若者が話しています。確かに中国におりながらも、今、社会の仕組みがどうなっているのか、明日どうなるのか、まったく把握できていないという感じます。

現在の中国は、かつての同業種同士の競争による社会の進歩ではなく、これまでとは異なる分野の企業が従来の業種のサービスを全面的にかつ瞬間的に代替してしまうといった社会の変革が頻繁にみられます。

<ビッグデータでプライバシーなし>

「ビッグデータ」という言葉をよく聞くようになりました。携帯電話のGPS、インターネット、スマートフォンから買い物などあらゆる情報

が、集積、統計されています。知らず知らずのうちに携帯電話やインターネットを使うと情報がビッグデータに取り込まれてしまうのです。アプリを使うためには、位置情報送信がオフでは使用できないためオンに設定せざるを得ず、自分に関する情報があちらこちらに使われると分かっていながら、なにも対策をとることができません。

また、最近あちらこちらにある監視カメラでは、オーナーが撮影画像を公開できるように設定することができ、ホームページに登録すればだれでもそれを見ることができます。例えば幼稚園の子供の様子やレストランの厨房での料理人の様子や客席の状況など、既に多くが24時間途切れることなく流されており、子どもや料理人の仕事ぶり、恋人との食事風景など知らぬまにプライバシー画像が公開されています。

怖い世界となっていますね。

<ビッグデータで効率販売など>

一方ビジネスとしては、ビッグデータはますます役に立つようになってくると思います。例えば20代30代の女性データを収集して、結婚、妊娠、出産、育児、エステ、健康保持などなどの面で消費傾向を分析し、好まれそうな商品を勧めるシステムを構築するのも難しくなく、また正確で、ビッグデータのほうが自分の好みを知っているとも言っても過言ではないでしょう。

これからメーカーは自分で販売ネットを構築するより、消費者のビッグデータを持った業者に販売を依頼するのが効率がよいと思います。それぞれの商品にあった販売先を絞り込み商品情報を届

けることができます。また、メーカーはビッグデータによって好まれる商品にターゲットを絞り、設計・生産に専念すればよいのです。ビッグデータを活用すればニーズの把握も効果的な販売も効率的にできるのです。

レストランなど外食分野では既に「美团」「餓了吗」「大衆点评」の出前サービスや口コミサイト（2017年9月号参照）の利用を通じてビッグデータを収集していますが、その他の分野でも幅広く、今後活用が広がると予想できます。

新しい時代、変化の速い時代、躊躇する瞬間にもチャンスが消えるそんな時代と言えるでしょう。

決済サービスへ地平を広げていくバイクタクシー Go-Jek ジャカルタ ビジネスサポーター 割石俊介

<決済サービスへの進出へ向け買収を開始>

ハッピーメール2017年5月号で取り上げたことのある、インドネシアのオンラインバイクタクシーサービスのリーディングプレーヤーであるGo-Jek。バイクタクシーのみならず、フードデリバリー、クリーニング、買い物代行、映画チケット販売など、様々な分野にサービス範囲を広げており、業容は拡大の一途です。週あたり登録ドライバーは90万人、週あたりユーザーは1,500万人、1ヶ月のトランザクション処理（決済処理）件数は1億以上とされています。

そのGo-Jekが最近、インドネシアのフィンテックスタートアップ3社を買収したことが話題になっています。報道によると、Midtrans、Kartuku、Mapanの3社で買収額は未公表とのこと。既にGo-JekはGo-Payという決済の仕組みを持っており、Go-Payにチャージしておけば各種サービスの利用をキャッシュレスで行うことができますが、これら企業を買収により決済機能・決済サービスを一層強化し、Go-Jekが直接提供するサービス以外にも決済サービス提供範囲を広げる狙いだと思われます。

既にGo-Billsというサービスを開始しており、電気代や社会保険料の支払いを行うことができるようになっています。

インドネシアではクレジットカード保有者は人口のわずか4%と言われており、銀行口座保有率すら50%未満。他方でスマホ普及率は5割を超え、ネット利用者人口は2018年に1億2,300万人と日本を越える見通しとされています。

このような環境及びトレンドの中、Go-Jekの決済サービス強化の動きは注目されます。

<中国に見る金融の未来とインドネシアへの示唆>

筆者は先日、中国の深センを訪問する機会がありましたが、最近、頻りに新聞などで報道されているように、中国では今殆ど現金を持たずにスマホ決済で生活できてしまう状況になっています。買い物、レストラン、ファーストフード、レンタル自転車・・・あらゆる決済がスマホをかざすことで行われています。私自身は目撃しませんでした。スマホを持っている物乞いすらいるそうです。誰も現金を持っていないため、スマホがないと「お金」を受け取れないためです。

インドネシアが一足飛びにそうした状況にはなるとは思えませんが、5~10年ぐらいのスパンで見ればGo-JekやそのライバルのGrabのような金融業界以外のプレーヤーが、スマホや関連サービスの広がりあいまって金融サービスの世界を変えていき、風景が激変している可能性もあるかと思っています。



ジャカルタ市内
Go-Jek バイク
タクシー
(編集者撮影)

＜ダブル11の負の副産物＞

購買意欲を煽る11月11日の「ダブル11」、12月12日の「ダブル12」セールが過ぎ、本年は過去に例を見ない売上額があったなど様々な報道がありました。

「ダブル11」では意外にも返品率が全体の6%程度と、商品の品質や物流に対する消費者の満足度も高く、全体的に好評価を得ていたようですが一方で負の副産物として宅配業者で使用された段ボール等宅配便から出るゴミが問題となっており、現在、政府はこの副産物の処理に頭を痛めております。

多くの消費者は商品を取り出すと梱包材はすぐに捨ててしまい、自宅で使うこともなければ、段ボールを廃品回収者にも売りません。段ボールの回収代金は0.8元/500gと低額であり、汚いドロドロの箱を自宅に溜めて売ろうと考える人はほとんどいないようです。

宅配用段ボールの1/4は再利用されていますが残りの3/4はゴミとして埋められたり燃やされたりしているのが現状で、宅配業者においても、この対策として「環境にやさしい業務」を目指し、中国当局から示された「環境負荷の低減」、「ゴミの量の削減」、「ごみ資源の再生」の3点の対策を講じています。

＜人気を博した健康関連商品＞

「ダブル11」で最も人気のあった商品が健康関連商品でありました。

地域によって関心商品は異なっておりますが、中国全土で最も人気の高かった商品がコンタクトレンズ、コンドーム、クコの実、蜂蜜などの「国民健康関連必需品」と呼ばれている商品でした。

「ダブル11」で健康の為に最も活発に消費したのは上海、北京、杭州のようですが西南地域の四川省、重慶市、雲南省でも健康商品に関する購入率は高く、関節の炎症や痛み止め関連の商品が特に人気でした。重慶市や四川省は山地が多く、加えて湿度が高い気候が主な原因となっていることです。

男性の人気商品はプロテイン、そして肝臓のケアと保護に関する商品（脂肪肝、肝炎、肝硬変、アルコール肝臓障害対策）、女性の人気商品としては目、肌、腸、肺のケアと保護を主な目的とした目薬、カラーコンタクト、コラーゲン、酵素、ツバメの巣などが求められており、経済発展とともに健康への関心が強く寄せられるようになっております。

広島・四川経済交流事務所への問い合わせも、中国の民間企業から「日本の健康食品を取り扱いたいので健康商品を紹介してほしい」等健康分野の要望が多くなって来ております。

また、西南地区特に重慶市と四川省の中間地点にある農村では漢方の生薬栽培が盛んで、これらの生薬の加工方法、また薬膳料理としての使用方法を日本から指導して欲しいとの要望が多くなっており、健康への関心の高まりが顕著に伺えます。

2 制度改正等

個人所得控除「国のための買い物」

バンコク ビジネスサポーター 辻本 浩一郎

どの国でも年末商戦に様々なプロモーションが繰り広げられていますが、タイでは政府によって個人消費の押し上げが行われています。ここ数年は、年末になると追加の個人所得控除が発表されるのですが、今回は、昨年11月11日から12月3日までの期間の物品・サービスの購入（一部除外あり）上限15,000バーツ（約52,000円）を、個人所得税算出の際の控除として認めるというものでした。その名を、「国のための買い物」と定めています。

＜税収アップに効果あり＞

昨年度も同じようなキャンペーンを行い、約150億バーツ（約515億円）の国内消費を促したとされていますが、今年度は225億バーツ（約773億円）の見通しとのことです。タイ国税長官発言によるこの政策によって、個人所得税からの税収は20億バーツ（約69億円）ほど減るようですが、GDPを0.05%上げ、経費控除を行うためにはVAT（付加価値税）登録事業者が発行するタックスインボイス（Tax Invoice）が必要となる事から、VAT、法人税による税収も見込まれるもの

と推測されます。

＜タックスインボイス＞

この制度が初めて発表された年には、町中のショッピングモールで控除申請のためのタックスインボイスを求める人がサービスカウンター前に長蛇の列をなしている光景がよく見られました。というのも、本来、タックスインボイスには販売会社と購入者の情報が記載されていることが要件となっていますが、BtoCとなる小売店の場合、毎回顧客情報を入力することは不可能であるため、簡易式タックスインボイスという購入者情報が省略されたものを発行しています。

ただし、この所得控除を受けるためには両者の情報が入力された正式なタックスインボイスが必要であったため、別途サービスカウンターでの対応となり、慣れない作業に混乱が起っていました。しかし今年は3年目になることもあり、大手小売店は顧客データベースを作成し比較的スムーズな対応を行っていました。

＜投資商品も控除対象＞

この他にも、タイでは投資商品の購入による控

除も認められています。タイの社会保険制度は保険料が最大でも750バーツ（約2,600円）と少ないこともあり、日本の健康保険・年金制度と比べると内容が充実しているとは言いがたく、お金の余裕のある人は個人で民間の投資商品を購入するケースが多くなります。

終身年金料控除、生命保険料控除、プロビデントファンド積立金、長期株式信託（LTF）積立金などの一部購入費用が控除の対象となりますが、一定期間保持することが条件となっており、一番短いLTFでも5年間ほど寝かせる必要があります。また、タイの上場企業の株売りに係るキャピタルゲインは非課税、配当金は分離課税を選ぶことができその税率は10%となります。

国内の消費・投資が継続的に行われるよう配慮されているとも言えますが、これらの恩恵を受けるのはもちろん所得税の納付が発生する収入（基本控除を考慮すると、年間31万バーツ≒107万円以上、月あたり26,000バーツ≒9万円）を得ている人々という事になります。格差の大きいタイではその人口は全体のわずか8%とも言われています。

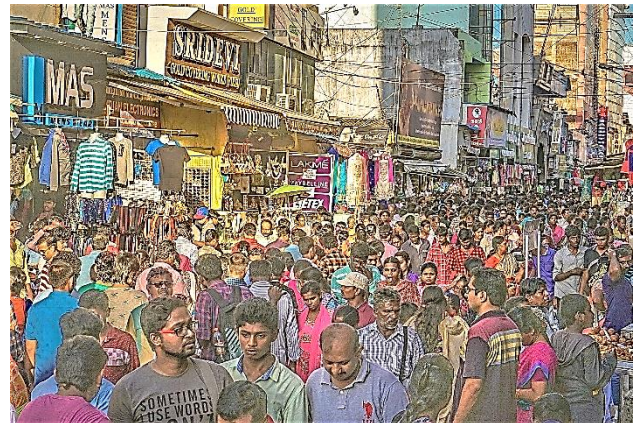
チェンナイの年末年始とGST税制の最新動向

チェンナイ ビジネスサポーター 田中 啓介

＜チェンナイの年末年始＞

南インドのチェンナイは12月に入りとても過ごしやすい日々が続いています。毎年、日本人会が企画する一大イベント「チェンナイ日本人会忘年会」も終わり、これからクリスマス、年末年始、そして、年明けには南インド最大のお祭りであるポンガルを迎えるため、日本人駐在員は日本への一時帰国や家族旅行などを計画する人も増えてくる時期です。

写真はチェンナイのショッピングエリアである「T Nagar」です。日本でいうアメ横商店街といったところでしょうか。この時期は多くの人で賑わいます。



ショッピングエリア「T Nagar」

＜インド GST 税制の最新動向＞

すでにご紹介のとおり、2017年7月から新たな税制 GST が導入され、多くの日系企業がその申告コンプライアンスや納税手続き等の対応を進めているところですが、物品やサービスの輸出取引の免税措置に関して規定されていた「LUT

(Letter Of Undertaking)」について、2017年10月4日にコンプライアンスを緩和する通達（※Notification No.37/2017-Central Tax）が発表されました。

「LUT」とは、物品およびサービスの輸出取引について、当該LUTを税務当局に対して提出・認可を受けることで、該当課税年度においてGST免税取引として処理できるルールです。

当初は、この LUT を申請できる条件として、前年度の売上高全体の 10%超、かつ、1,000 万ルピーを超える外貨取引がある、等の条件が規定されていましたが、この度、当該条件は撤廃され、原則、すべての企業が、(1) LUT による IGST 免税適用、もしくは、(2) IGST 納税後に還付申請、のいずれかの選択肢を取ることが可能となっています。このことにより小規模輸出業者、新興業者などにとっては大きな恩恵を受けることとなります。

なお、LUT の取得申請には主に次のような書類を作成・提出する必要があります。

- Covering Letter (カバーレター)
- Form GST RFD-11 (LUT の申請用紙)
- Letter of Undertaking

(宣誓供述書：社外 2 名の証人から要署名)

- Board Resolution (取締役会の決議書抜粋)
- Turnover Certificate (売上高に関する証明書類一式)
- FIRC (銀行が発行する外貨建て送金の証明書)
- GST Registration Certificate (GST 登録証明書)
- PAN (会社の PAN カードコピー)
- Witness' s ID proof (証人の個人 ID コピー)

但し、上記(1) LUT による IGST 免税適用、もしくは、(2) IGST 納税後に還付申請、を適用するためには、当該取引が「物品もしくはサービスの輸出」に該当する必要がある、その判断についてはいろいろと見解が分かれる可能性があるため、慎重に検討・判断をする必要があります。

所長業務を振り返って

上海事務所長 西尾 麻里

私と中国との関わりは、遡ること 14 年前、2003 年の語学留学でした。その後、日本に帰国して就職、再度上海に渡って日系企業での就業を経て、広島上海事務所長業務に従事しはや 5 年、このたび所長交代の挨拶をさせていただき運びとなりました。僭越ながら、この紙面をお借りし、厚く御礼申し上げます。

<広島上海事務所長としてのはじめ>

まずは、上海市内に現地法人がある広島企業様へご挨拶に伺うところから始まりました。中国進出を目指す企業様だけでなく、すでに進出している企業様との交流・意見交換も重要な業務の一つであるため、とても緊張していたことを覚えています。広島出身ではない私が広島上海事務所長としてどんな話ができるのか、受け入れてもらえるのか、そんな不安でいっぱいでした。しかし、ご挨拶させていただいた企業様はみな、その広い心で私を受け止めて下さり、上海での生活など他愛のない話からビジネスに関わる話まで、とても熱心に話し、そして私の話を聞いてくださいました。「この温かさが広島風の土なのか」と感銘を受けたことをよく覚えています。

<ハッピーメールから見る中国ビジネスの変遷>

このように始まった広島上海事務所長としての業務は、上海の移り変わりとともに変化していき

ました。

中国ビジネスの変遷は、当時のハッピーメールからも分かります。所長就任当時の 2012 年後半は、尖閣諸島問題の真っ只中でした。同年 10 月号では、上海でのデモ活動や日本商品の不買運動、日系自動車メーカーの業績減について取り上げ、中国ビジネスに携わる人々の不安が綴られていました。続く 11 月号でも尖閣諸島問題に関する記事が掲載され、日系企業が採用説明会を自主的に中止し、中国の就活生へも影響が及んでいるという内容でした。

このような暗い話題を払拭すべく、「日本を盛り上げよう」と頑張る姿を紹介したのが、翌年 1 月号の記事で、それを境に、連続して様々なイベントを紹介するようになりました。広島企業が単独出展したイベントや、当事務所が出展サポートした観光 PR イベント、在上海日本国総領事公邸で開催された日本酒イベントなどについてレポートさせていただきました。

そして、現在の中国を語るうえで欠かせない IT 市場については、2012 年 12 月号で初めて取り上げました。上海市の無料 Wi-Fi スポットに関する記事でしたが、翌年 10 月号で毎年 11 月 11 日に開催される「“双 11” 独身の日セール」を取り上げてからは、関連記事が紙面を飾ることが増え、今現在でも続いています。

※過去のハッピーメールは、当機構のウェブサイトからご覧いただけます。
www.hiwave.or.jp/purpose1/international/hapee_mail/

＜広島上海事務所のサポート体制＞

そして、在任中の業務を振り返る中で、外すことができない業務の一つが「広島県食品商談会の開催」です。

東アジア最大規模の食品・飲料の見本市である「FHC CHINA 2013」に広島県ブースを出展し、同見本市前日に「日本・広島食品商談会」を単独開催したのが2013年。それから4年連続で見本市に出展し、2018年1月25日には、5年連続となる「日本・広島食品商談会」が開催されます。

当事務所では、現地バイヤーの招聘活動や広島企業の皆様が上海に滞在される際のスケジュールアレンジ、通訳や移動手段の手配などでサポートさせていただき、出展企業の皆様からも温かいご支援をいただきました。

今後は後任として、洲澤 輝(Suzawa Hikaru)が広島上海事務所長を担います。これまでに培った体力とフットワークの軽さを活かし、中国のあらゆる情報にアンテナを立てて、広島県の皆様のお役に立てるよう、引き続き業務に精進して参ります。

これまでの温かいご指導とご支援に心から感謝申し上げると共に、今後とも広島上海事務所を中国ビジネス発展にご活用くださいますようお願いいたします。

末筆ながら、皆様の益々の発展を祈念いたします。

【ひろしま産業振興機構 国際ビジネス支援センターより】

2018年から広島上海事務所は新所長を迎え、これまで同様迅速・丁寧に「皆様のお役に立つ海外拠点」を目指します。引き続き中国ビジネスのご相談にご活用いただけると幸いです。

西尾様 これまで「広島」へ役立つ情報をお届けいただき、また現地での活躍、大変有難うございました。

中国ビジネスQ&A

＜回答者 公益財団法人ひろしま産業振興機構 上海事務所＞

【人材派遣企業設立について】

Q 日本の企業でも人材派遣企業を設立することはできるのでしょうか。可能な場合、その条件などについて教えてください。

A ■ 中国での人材派遣について（中国では労務派遣と呼ばれています）

- ・ 中国の労働契約法改正（2013年7月1日施行）の第58条や第66条などには、次の通り規定されています。
 - 労務派遣企業（派遣元）と派遣労働者との間で労働契約を締結の上、派遣労働者の派遣先企業名や派遣期間、職位などの状況を明確にする。（第58条）
 - 労務派遣企業は派遣労働者との間で2年以上の労働契約を締結し、派遣労働者の業務のない期間においても、所在地の政府が定める法定最低賃金の基準に基づき、派遣労働者に毎月報酬を支払わなければならない。（第58条）
 - 労務派遣は派遣先での補充的雇用形式であり、臨時性、補助性、代替性のある業務部門のみで用いることができる。
 - ◇ 臨時性：存続期間が6か月を超えない業務部門であること
 - ◇ 補助性：主要業務部門のために役務提供を行う非主要業務の部門であること
 - ◇ 代替性：派遣先が雇用する労働者が、学習や休暇などの理由から業務を行うことのできない一定期間において、その他の労働者に業務を行わせることのできる業務部門であること（第66条）
 - 派遣先企業は同一業務同一報酬の原則に基づき、派遣労働者と派遣先企業における同類職位の同類労働者と同じ労働報酬配分方法を実施しなければならない。
- また、派遣先企業において、同類の部門がない場合には、派遣先企業の所在地における同一もしくは類似する部門労働者の報酬を参考とする。（第63条）

※ 次ページに続く

■ 労務派遣企業設立について

「外商投資産業指導目録」によると、労務派遣は奨励類、制限類および禁止類のいずれにも明記されていないため、許可類に該当します。

これにより、合併企業のみならず、外商独資での労務派遣企業設立が可能となりました。

・ 人材派遣企業設立の条件について

➢ 実施弁法第7条に労務派遣企業設立の条件がまとめられています。

- (一) 登録資本金が200万円を下回らないこと
- (二) 経営に相応しい固定した経営場所と施設であること
- (三) 法律と行政規定に適した労務派遣管理制度があること
- (四) 法律、行政規定に定めるその他の条件

※ 労働契約法改正の第57条でも同様に規定されています。

・ 「労務派遣経営許可証の取得」

➢ 実施弁法第8条に基づく次の4種を含む資料を提出し、「労務派遣経営許可証」を申請する

- ◇ 「営業許可証」、「企業定款および验资報告書」、「経営場所の賃貸契約書」、「労務派遣管理制度」など
- ◇ 提出先は、所在地の許認可権を持つ人力資源社会保障行政部門

本件について、詳しく知りたい方、具体的なご相談があれば、ひろしま産業振興機構国際ビジネス支援センター、もしくは広島上海事務所までお問い合わせください。

ハッピーからのお知らせ

❖ ひろしま産振構主催「中国ビジネスセミナー」のお知らせ

詳しくはチラシ参照

中国の[物流]と[党の統治と経済発展～外資ビジネスへの影響]

の二本立てです。併せてビジネス相談会も開催します。皆様のお申込をお待ちしております。

■日 時 平成30年1月16日(火) 13:30～16:00

■場 所 広島県情報プラザ 2階第1研修室(広島市中区千田町3丁目7-47)

■内 容 ①「中国 Biz.の鍵は物流～中国 Biz./進出の組立ては先ず物流から～」
(株)ロジコム 経営企画部上海事務所駐在査査 梶原 正明 氏
上海アルプス物流国際貨運代理有限公司 中国全体営業部部长
(兼)アルプス物流(重慶)有限公司 董事總經理 岩前 秀 氏

②「中国における党の統治と経済発展の関係～外資ビジネスへの影響を中心に」
桜葉コンサルティング(株) 代表取締役 孫 光氏

■参加無料
■問合/申込
ひろしま産業
振興機構
☎082-248-1400

広島市からの
お知らせです

ビジネスフェア中四国 2018 中四国発・こだわり良品発掘メッセ-開催のご案内

入場無料!ぜひ多数
ご来場ください!!

■日 時 平成30年 2月2日(金) 10:00～17:00 商談会 [バイヤー等事業者対象]
2月3日(土) 10:00～16:00 商談会・展示販売会 [一般公開]

■会 場 広島市中小企業会館総合展示館(広島市西区商工センター1丁目14番1号)

■出展社数 128社・団体(平成29年12月19日時点)

■問 合 せ ビジネスフェア中四国実行委員会事務局(広島市経済観光局産業振興部商業振興課内)
TEL: 082-504-2236 FAX: 082-504-2259

詳しくはチラシ参照